

消費税率の引上げに伴う 価格表示方法等の 対応の手引

二輪車編



平成26年1月

一般社団法人 自動車公正取引協議会

消費税率引上げに伴う価格表示等への対応について

- ◆消費税法の改正により消費税率は、平成26年4月に5%から8%へ、平成27年10月に8%から10%へ引き上げられます。
- ◆こうした中、平成25年10月1日より施行された消費税転嫁対策特別措置法（以下、「特別措置法」という。）では、消費税の転嫁を阻害する表示を禁止するとともに、一定の場合において、「消費税抜価格」の表示を認める特例措置が設けられました。
- ◆当協議会では、自動車の販売価格の表示方法について、関係団体の意見等を聴取しながら検討を行った結果、消費者に分かりやすいという観点から、**今後も「消費税込価格」**を表示することとなりました。
- ◆本手引では、消費税込価格の表示方法や広告表示等を行う際の留意点、平成26年4月1日の消費税率引上げ前後の消費税率に関する誤認を防止するための対応等についてまとめましたので、これらを参考に適正な価格表示を行っていただきますようお願いいたします。

目 次

I 価格表示の方法（消費税込価格の表示方法）	1
1. 消費税込価格の表示	1
2. 消費税込価格の表示方法	1
II 店頭や広告等において表示を行う際の留意点	1
1. 消費税の転嫁を阻害するおそれのある表示	1
2. 不当表示（おそれのある表示）	2
1) 消費税込価格であると誤認される表示	2
2) 「消費税率引上げ前の購入がお得である旨」の表示	2
III 消費税率引上げ前後の誤認防止のための対応	3
1. 誤認防止のための対応がなぜ必要か	3
1) 消費税率8%が適用される取引	3
2) 消費税率に関する誤認を防止するための表示の必要性	3
2. 消費税率に関する誤認防止のための対応	4
1) 平成26年3月31日までの対応	4
2) 平成26年4月1日以降の対応	9
3) 消費税抜価格のみが表示された用品等を陳列する場合の対応	11

I

価格表示の方法（消費税込価格の表示方法）

1. 消費税込価格の表示

◆消費者に分かりやすいという観点から、今後も「消費税込価格」を表示

2. 消費税込価格の表示方法（規約、施行規則）

正しい表示例

（消費税率8%時に販売店が価格表示をする場合）

- ① 現金販売価格 54万円（消費税込）
- ② 現金販売価格 54万円（消費税4万円含む）
- ③ 現金販売価格 54万円（消費税抜価格50万円）
- ④ 現金販売価格 54万円（消費税抜価格50万円＋消費税4万円）

問題となる表示例

（消費税率8%時に販売店が価格表示をする場合）

- ① 現金販売価格 50万円（消費税抜）
- ② 現金販売価格 50万円＋消費税
- ③ 現金販売価格 50万円（消費税4万円）
- ④ 現金販売価格 50万円（税込54万円）

II

店頭や広告等において表示を行う際の留意点

1. 消費税の転嫁を阻害するおそれのある表示

以下のような表示は、「消費税の転嫁を阻害する表示」として特別措置法で禁止されています。

問題となる表示例

- ① 消費税はいただきません
- ② 消費税は当社が負担します
- ③ 消費税はサービス
- ④ 消費税還元セール
- ⑤ 消費税8%分還元セール
- ⑥ 消費税率の引上げ分を値引きします
- ⑦ 消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します
- ⑧ 消費税相当分のオプション購入券を提供します
- ⑨ 消費税増税分を後でキャッシュバックします

一方、消費税との関連が明らかでない以下のような表示は、問題とはなりません。

問題とならない表示

- ① 春の生活応援（フレッシュアズ）セール
- ② 暮らし応援還元セール
- ③ 3%値下げ、3%還元、3%還元セール、3%ポイント還元
- ④ 8%値下げ、8%還元、8%還元セール、8%ポイント還元

※ただし、中古車については、その商品特性から値引き表示（二重価格表示）を行うことはできません。

2. 不当表示（おそれのある表示）

1) 消費税込価格であると誤認される表示

以下のような表示は、規約、施行規則に違反するのみならず、消費税抜価格が消費税込価格であると誤認させる不当表示（景品表示法違反）に該当するおそれがあります。

問題となる表示例

（表示されているのは消費税抜価格）

- | | |
|----------------|--------------|
| ① 50万円 | 「税抜」と付記していない |
| ② 50万円（消費税抜） | 「税抜」の文字が小さい |
| ③ 50万円（税込54万円） | 「税込」の文字が小さい |
| ④ 50万円（税込54万円） | 「税込」の文字が薄い |

2) 「消費税率引上げ前の購入がお得である旨」の表示

以下のような「消費税率の引上げ前の購入がお得（有利）である旨」の断定的な表示は、取引条件について、実際のものよりも有利であるかのように誤認させる不当表示に該当するおそれがあります。

問題となる（おそれのある）表示例

- ① 消費税は8%へ!! 新車を買うなら 今が絶対お得!!
- ② バイクを お得に購入 するなら、消費税増税前の 今がラストチャンス!!
- ③ 急げ! 消費税5%の 今買わないと損をする!!

ただし、以下のように、事実を基に、消費税率引上げ前の購入を考えている場合、早めの検討をお勧めすることは問題とはなりません。

問題とならない表示例

（売上計上日＝納車日の場合の例示）

消費税率引上げ前の購入をご検討中の方は、早目にご相談下さい

※平成26年4月1日以降の納車となった場合は、消費税率8%に基づき、改めて精算させていただきます。
※車種やグレード、オプション、色などにより、登録、納車までに時間を要する場合があります。詳しくは当社スタッフまでお問い合わせ下さい。

1. 誤認防止のための対応がなぜ必要か

1) 消費税税率8%が適用される取引（8%の納税義務が発生する取引）

●消費税の納税義務の発生時期



売上計上日*

*「課税資産の引渡しの日として合理的であると認められる日」のうち、「事業者が継続して資産の譲渡を行ったこととしている日」（所得税、法人税の収入金額を計上すべき時期と同様の取扱い）



「登録（届出）日」、「納車日」、等

販売店が売上計上日として継続して適用している日

*ただし、今回の消費税税率引上げ時に限って、売上計上日を従来のものから変更することは認められていませんので要注意

●消費税税率8%が適用される取引

売上計上日が4月1日以降となる取引

2) 消費税税率に関する誤認を防止するための表示の必要性

◇多くの消費者は、3月中に契約すれば、消費税税率5%で購入することができると考えている。



◇実際には3月中に契約しても、売上計上日が4月1日以降であれば、消費税税率8%が適用されることになり、消費者の認識と実際とのギャップが発生。



平成26年4月1日の消費税税率引上げ前後における、消費税税率等に関する消費者の誤認を防止するための表示上の対応が必要。

例えば、

◆納車日を売上計上日としている販売店の場合、3月31日までに契約しても納車が4月1日以降となる場合、消費税税率8%が適用されること

◆車種やグレード、オプション、色などにより、登録、納車までに時間を要する場合がありますため、消費税税率8%が適用となることがあり得ること

等を正確に伝えることが必要。

2. 消費税率に関する誤認防止のための対応

1) 平成26年3月31日までの対応（納車日を売上計上日としている販売店の場合）

【プライスカード、広告、カタログ等の基本的な表示内容】

① 消費税率8%が適用となることが確実な車両の場合

- ＜表示内容＞ア. 販売価格 — 消費税率8%に基づく消費税込価格
- イ. 付記説明 — 納車が4月以降となるため、消費税率8%に基づく価格を表示している旨

② 消費税率8%が適用となる可能性（確定ではない）がある車両の場合

- ＜表示内容＞ア. 販売価格 — 消費税率8% 又は 5%に基づく消費税込価格
- イ. 付記説明 — **8%の場合**
納車が4月以降となる可能性があるため、消費税率8%に基づく税込価格を表示している旨及び3月中の登録納車となった場合は、消費税率5%に基づき改めて精算させていただく旨
- 5%の場合**
消費税率5%に基づく税込価格を表示している旨及び納車が4月以降となった場合は、消費税率8%に基づき改めて精算させていただく旨

③ 消費税率5%が適用となることが確実な車両の場合

- ＜表示内容＞ア. 販売価格 — 消費税率5%に基づく消費税込価格（現行どおり）
- イ. 付記説明 — 特に何も表示しなくても可
*ただし、可能な限り早い時期から、「消費税率5%に基づく価格を表示している旨及び登録(届出)が4月以降となった場合は、消費税率8%に基づき改めて精算させていただく旨」を表示すること

表示のポイント!

★表示する内容は、4月1日が近付くにつれて、③⇒②⇒①に変更していくことが必要。

【平成26年3月31日までの対応の具体例】 納車を売上計上日としている販売店の場合

店頭（プライスカード）における表示例

- ① 消費税率5%が適用となることが確実な車両の場合
消費税率8%が適用となる可能性のある車両の場合
⇒ 5%の税込価格を表示し、展示場に以下の内容のポスターを掲示した例

〈プライスボード〉

チヨダ CFT400S
現金販売価格(消費税5%込)
¥ 798,000

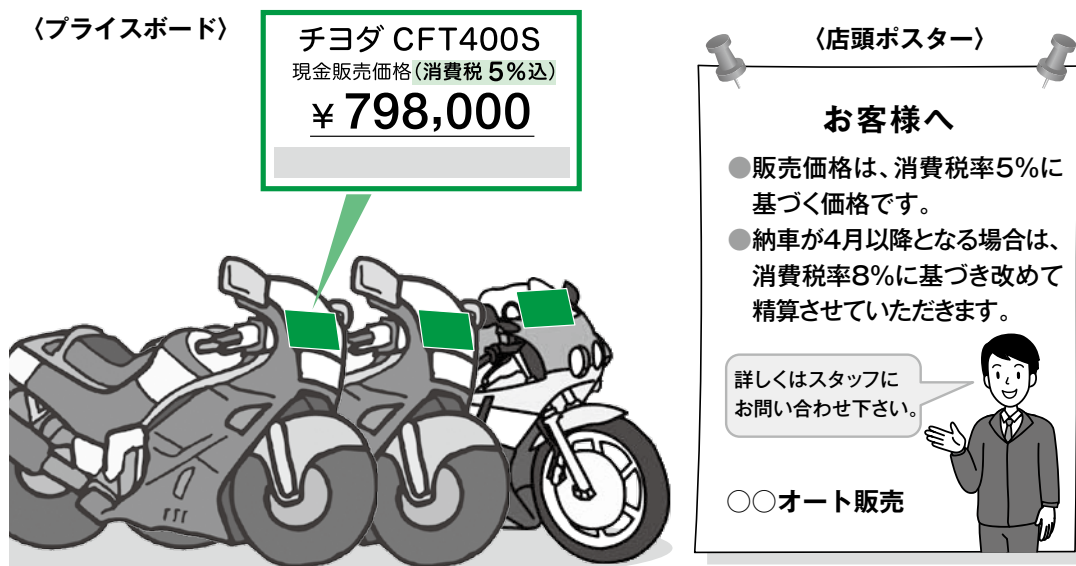
〈店頭ポスター〉

お客様へ

- 販売価格は、消費税率5%に基づく価格です。
- 納車が4月以降となる場合は、消費税率8%に基づき改めて精算させていただきます。

詳しくはスタッフにお問い合わせ下さい。

〇〇オート販売



- ② 消費税率8%が適用となることが確実な車両の場合
⇒ 8%の税込価格を表示し、展示場に以下の内容のポスターを掲示した例

〈プライスボード〉

チヨダ CFT400S
現金販売価格(消費税8%込)
¥ 864,000

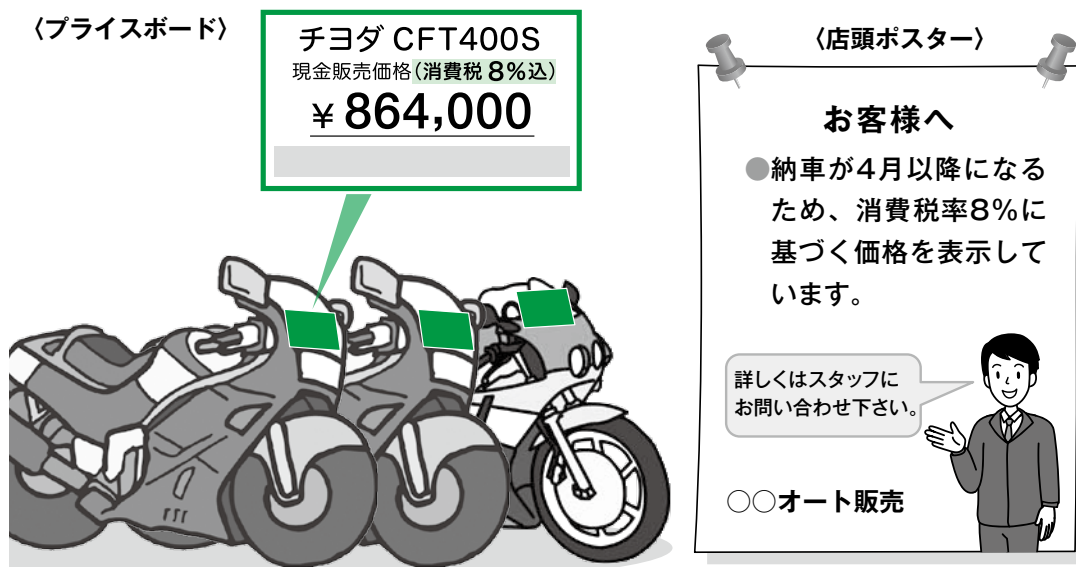
〈店頭ポスター〉

お客様へ

- 納車が4月以降になるため、消費税率8%に基づく価格を表示しています。

詳しくはスタッフにお問い合わせ下さい。

〇〇オート販売



* 一台毎にPOP等で表示する、又は、店頭でポスターで表示するなど、確実にお客様の目に付く方法で表示すること。

【平成26年3月31日までの対応の具体例】 納車を売上計上日としている販売店の場合

広告における表示例

- ① 消費税率8%及び5%が適用となることが確実な車両が混在する場合
⇒ どの税率に基づく価格であるかを車種ごとに明確にした例

消費税について

- 表示本体価格は、消費税込価格です。
消費税 8%込 … 納車が4月以降となりますので、消費税率8%に基づき表示しています。
消費税 5%込 … 消費税率5%に基づき表示しています。納車が4月以降となった場合、消費税率8%に基づき改めて精算させていただきます。
- 詳しくは、店頭スタッフにお尋ねください。

〈新車チラシ〉

新春感謝フェア



新車保証付

新型 AFT400
2014年モデル 予約受付中

車両本体価格 消費税 8%込

864,000円*



新車保証付

CFT400S
2014年モデル

車両本体価格 消費税 5%込

798,000円*



新車保証付

AX400R
2014年モデル

車両本体価格 消費税 5%込

777,000円*

消費税について
.....

*価格には、保険料、税金(消費税を除く)、登録等に伴う費用等は含まれておりません。

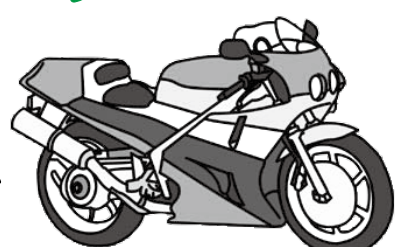
- ② 消費税率8%が適用となる可能性のある車両の場合
⇒ 5%の税込価格を表示した例

消費税について

- 表示価格は、消費税率5%に基づく価格です。
- 納車が4月以降となった場合は、消費税率8%に基づき改めて精算させていただきます。
- 詳しくは、店頭スタッフにお尋ねください。

〈新車チラシ〉

新型チヨダAX400R登場!!



新車保証付

AX400R
2014年モデル

現金販売価格

777,000円* 消費税 5%込

チヨダAX400Rについて、生産状況によっては、納期が4月以降となる可能性があります。詳しくはスタッフまでお問い合わせください。

*価格には、保険料、税金(消費税を除く)、登録等に伴う費用等は含まれておりません。



4月1日を跨ぐ広告の場合には、「販売価格は、消費税率5%に基づく価格である旨」及び「納車が4月以降となった場合は、消費税率8%に基づき改めて精算させていただきます旨」を明確に表示すること。

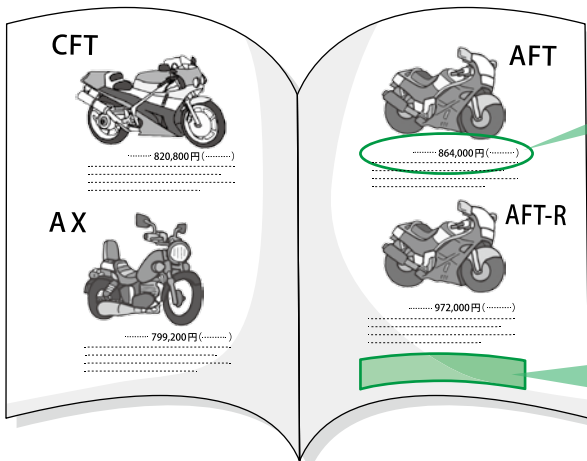
【平成26年3月31日までの対応の具体例】

カタログにおける表示例

● 新たにカタログを作成する場合（ディストリビューター等における対応）

- ① 消費税率8%が適用となることが確実な車両の場合
⇒ 8%の税込価格を表示した例

〈総合カタログ〉

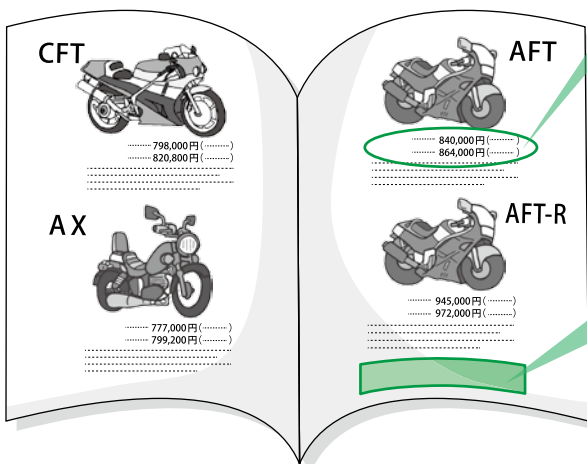


864,000円（消費税8%込）

- 掲載車については、納期が4月以降となるため、消費税率8%に基づくメーカー希望小売価格を表示しています。

- ② 消費税率8%が適用となる可能性のある車両の場合
⇒ 5%と8%の税込価格を併記した例

〈総合カタログ〉



- 3/31まで → 840,000円（消費税5%込）
- 4/1以降 → 864,000円（消費税8%込）

- 平成26年4月1日に行われる消費税率引上げに伴い、消費税率5%、8%に基づくメーカー希望小売価格を併記しています。
- 3月31日までにご契約いただいた場合であっても登録（届出）や納車が4月以降となる際には、消費税率8%が適用されます。
- 詳しくは、各販売店にお問い合わせください。

● モデルチェンジ、在庫がなくなるまでの間、既存のカタログを使用する場合

① 消費税率8%が適用となることが確実な車両の場合

⇒ 8%の税込価格を表示した書面の差し込みにより対応した例

* 4月以降も引き続き対応可能

840,000円 (消費税5%込)

〈総合カタログ〉

〈差し込み書面〉

お客様へ

本カタログに記載のメーカー希望小売価格は、旧消費税率5%に基づく価格を表示しています。
 掲載車については、納期が4月以降となるため、価格につきましては、このチラシに記載の価格(消費税率8%に基づく価格)となります。
 詳しくは販売店にお問い合わせ下さい。

メーカー希望小売価格一覧
 〈消費税率8%込〉

車名	メーカー希望小売価格
CFT	820,800円
A X	799,200円
AFT	864,000円
AFT-R	972,000円

② 消費税率8%が適用となる可能性のある車両の場合

⇒ 以下の内容を表示した書面の差し込みにより対応した例

840,000円 (消費税5%込)

〈総合カタログ〉

〈差し込み書面〉

お客様へ

- 本カタログに記載のメーカー希望小売価格は、消費税率5%に基づく価格を表示しています。
- 3月31日までにご契約いただいた場合であっても登録(届出)や納車が4月以降となる場合には、消費税率8%が適用されます。その場合は消費税率8%に基づき改めて精算させていただきます。
- 詳しくは販売店にお問い合わせ下さい。

2) 平成26年4月1日以降の対応（※納車日を売上計上日としている販売店の場合）

【プライスカード、広告、カタログ等の基本的な表示内容】

◇ 「消費税率8%に基づく税込価格」を表示するとともに、「消費税率8%に基づく税込価格を表示している旨」を付記すること。

- ※① 中古車のWeb広告や展示車（台数が多く、価格の切替えが間に合わない場合）
 - ② 新車のカタログ等（モデルチェンジ、在庫がなくなるまでの間使用する場合）
- については、下記のような方法で対応することも可能。

【価格の切替えが間に合わない場合等の対応例】

店頭（プライスカード）における表示例

- 展示台数が多く、消費税率8%に基づく価格に切替えることが物理的に困難な場合
⇒ 展示場に以下の内容のポスターを掲示して対応した例

ごく短期間の緊急避難的対応

〈プライスボード〉

チヨダ CFT400S
現金販売価格(消費税 5%込)
¥ 798,000

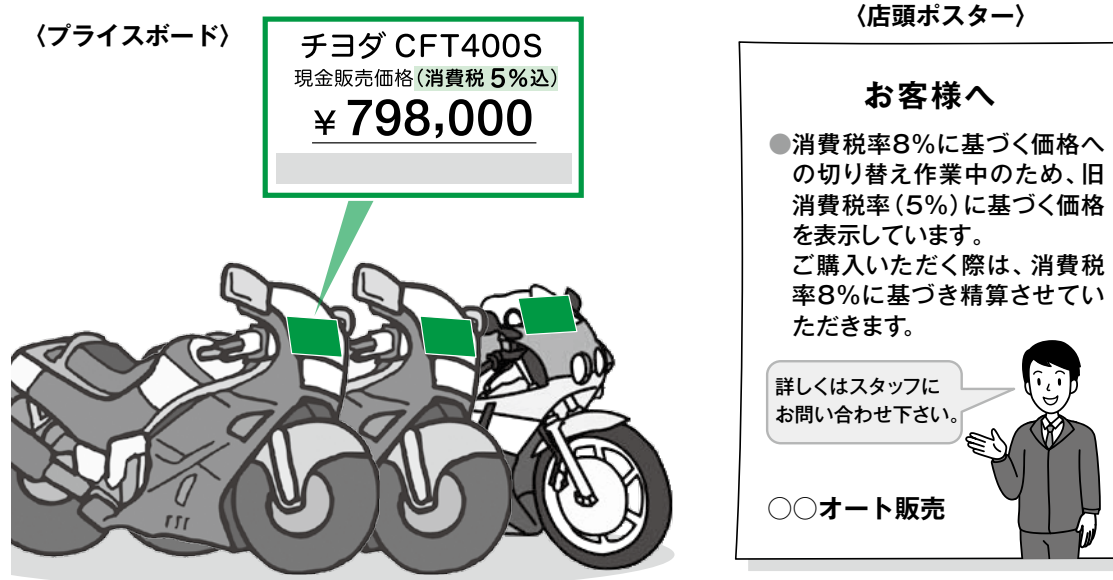
〈店頭ポスター〉

お客様へ

- 消費税率8%に基づく価格への切り替え作業中のため、旧消費税率(5%)に基づく価格を表示しています。ご購入いただく際は、消費税率8%に基づき精算させていただきます。

詳しくはスタッフにお問い合わせ下さい。

〇〇オート販売



* 一台毎にPOP等で表示する、又は、店頭でポスターで表示するなど、確実にお客様の目に付く方法で表示すること。

Web広告における表示例

- 掲載台数が多く、消費税率8%に基づく価格に切替えることが物理的に困難な場合
⇒ 以下の内容を、消費者の目に付きやすい場所に表示して対応した例

ごく短期間の緊急避難的対応

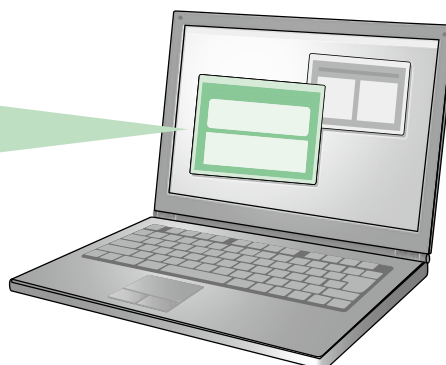
〈画面〉

中古車在庫一覧

〈消費税について〉

- 消費税率8%に基づく価格への切り替え作業中のため、旧消費税率(5%)に基づく価格を表示しています。ご購入いただく際は、消費税率8%に基づき精算させていただきます。
- 詳しくは、店頭スタッフにお尋ねください。

車種(画像)	販売価格	初度登録	車検	走行距離	その他
	37.5 万円	H22.10	H27.10	1.5万km
	32.5 万円	H22.9	検なし	2.8万km




カタログにおける表示例

- モデルチェンジ、既存のカタログの在庫がなくなるまでの間使用する場合
⇒ 以下の内容を表示した書面を差し込むことにより対応した例

840,000円(消費税5%込)


〈総合カタログ〉

CFT




..... 798,000円(.....)

AFT




..... **840,000円(.....)**

AX



..... 777,000円(.....)

AFT-R



..... 945,000円(.....)

IN

〈差し込み書面〉

お客様へ

本カタログに記載のメーカー希望小売価格は、旧消費税率(5%)に基づく価格を表示しています。
4月からの新消費税率(8%)に基づく価格は下記のとおりとなります。
詳しくは販売店にお問い合わせ下さい。

メーカー希望小売価格一覧
〈消費税8%込〉

車名	メーカー希望小売価格
CFT	820,800円
AX	799,200円
AFT	864,000円
AFT-R	972,000円

3) 消費税抜価格のみが表示された用品等を陳列する場合の対応

● 陳列棚等に「購入時に消費税を別途申し受ける旨」を表示して対応した例

〈説明POP〉

お客様へ

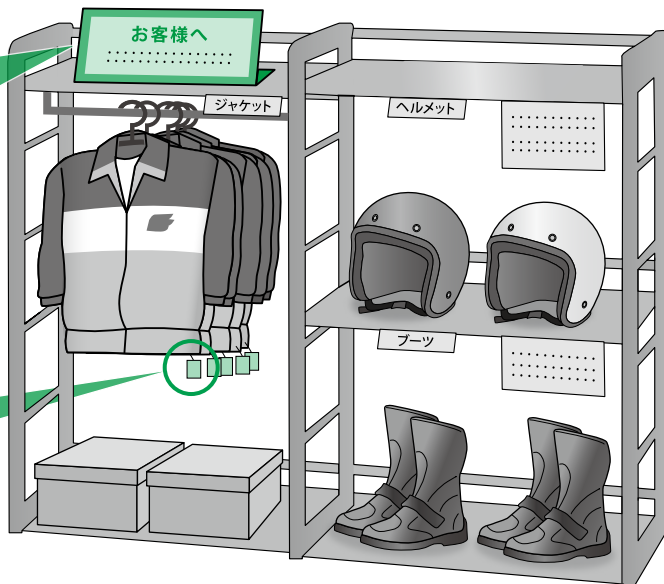
- この棚に陳列している商品の価格は、**消費税抜価格**となっています。
- ご購入の際には、消費税を別途申し受けます。
- 詳しくは、店頭スタッフにお尋ねください。

〈商品タグ〉

**オリジナル
ジャケット**

28,000円

税抜価格



**消費税率の引上げに伴う
価格表示方法等の対応の手引**

〈二輪車編〉

(平成26年1月 発行)

一般社団法人 自動車公正取引協議会

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-30 (サウスヒル永田町)

TEL.03-5511-2113 FAX.03-5511-2114

URL <http://www.aftc.or.jp>

